

## 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会ハンディキャブ貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が所有するハンディキャブ(以下「車両」という。)の貸出事業を実施することにより、歩行困難な身体に障害のある者に移動手段を提供し、社会参加を促進することを目的とする。

### (利用対象者)

第2条 車両を利用できる者は、青梅市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 車いすを利用している者の家族
- (2) 一般乗用車に乗車困難な者の家族
- (3) その他青梅市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が特に必要と認めた者

### (貸出車両)

第3条 貸出用の車両は、次のとおりとする。

- (1) ハンディキャブ・日産キャラバン
- (2) ハンディキャブ・マツダA Zワゴン

### (利用手続き)

第4条 車両を利用しようとする者は、事前にハンディキャブ利用申請書(様式第1号)により会長の承認を得なければならない。

2 利用日の3カ月前から申込み順に受付ける。

### (利用の制限)

第5条 車両の利用について次の各号に該当する場合は、その利用を認めない。

- (1) 営利活動
- (2) 宗教活動
- (3) 政治活動
- (4) 正常な社会生活を営むうえで好ましくない活動または行為
- (5) 通勤・通学等、日常の恒常的生活手段に利用するとき。

2 利用期間は、1回につき3日以内とし、1カ月2回以内とする。

ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

### (利用の承認)

第6条 会長は、利用が適当と認めるときは、利用申込者に対しハンディキャブ利用承認書(様式第2号)を交付するものとする。

### (利用の取消等)

第7条 会長は、利用者が次の各号に該当する場合は、利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用の目的に違反したとき。

- (2) 災害その他の事故により車両の利用ができなくなったとき。
- (3) 車両の点検及び故障箇所が発見されたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要があると認めたとき。

(利用料)

第8条 利用料については、無料とする。ただし、利用に係わる燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料等直接利用上の経費については、利用者の負担とする。

(運転者及び介助者)

第9条 運転者及び介助者は、利用者が手配する。

2 運転者は、普通自動車運転免許を所持し、かつ3年以上の運転経験を有する者とする。

(同乗者等の届出)

第10条 車両の利用にあたっては、同乗者名簿を提出するものとする。

(損害賠償責任)

第11条 運転者の過失により生じた事故についての責任は、運転者がその責任を負うものとする。

2 事故により生じた賠償責任は、車両が加入している自動車保険の限度内において保障し、保険限度額を超える部分の損害及び保険約款による免責事項に該当する損害に対する責任は、利用者が負うものとする。

(利用上の注意)

第12条 車両の利用者は、この事業の主旨を理解し細心の注意をもって取り扱い、次の事項を厳守するものとする。

- (1) 走行の安全を第一として、道路交通法を遵守すること。
- (2) 運転者は、事前にリフト、車椅子固定装置等の取り扱い方法を習得すること。
- (3) 走行中異常を発見したときは、その旨報告すること。
- (4) 利用後は、車内等を清掃し速やかに返納すること。
- (5) 事故の大小や自損にかかわらず、事故が発生した場合は、法令で定められた措置をとるとともに、速やかに報告すること。

(報告の義務)

第13条 利用者は、利用後速やかにハンディキャブ利用報告書(様式第3号)を提出するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。